

「待遇表現研究」における「仮説」(1)

蒲谷 宏・川口義一・坂本 恵

【キーワード】待遇表現・敬語表現・THK 仮説

はじめに

「待遇表現研究」および「待遇表現教育研究」の基礎を築くために、「待遇表現」「待遇表現教育」に関する様々な観点からの考察結果を「仮説」という形で提示していきたいと思う。本稿はその第一段階として、主に現代共通日本語における「待遇表現」に関する仮説を示すものである。

提示する仮説には、定義に近いもの、すでに常識と言えるようなもの、傾向と考えるべきもの、詳しい実証が必要なもの等々、いくつかの階層があるが、それをあえて「仮説」という形で提示しようとする理由は二つある。

第一の理由は、たとえそれが完全には証明されたものでなくとも、「待遇表現研究」に関する課題や成果を、できるかぎり総体として、体系的に示しておきたいということである。また、どのような課題や成果であっても、常にそれが全体の中にどう位置づけられるものであるのかを明らかにしておくことが重要だとも考える。さらに誤解を恐れずに言えば、こうした提示には、<常に相対的・動態的な対象である「待遇表現」の研究において、そもそも「完全に」証明することなど可能であるのか>という問題提起の意味も含まれている。

第二の理由は、より多くの研究者によって、体系的に示された仮説が共有され、その実証により待遇表現研究が全体的に進展することを期待することにある。種々の観点からの調査、分析、考察によって、これらの仮説が裏付けられ、できるだけ多くの点の実証されていくことは、研究面だけではなく、「待遇表現教育／学習」の実践のためにも重要なことであると思う。

なお、これらの仮説に対する少数の反対例を取り上げて、<だからこの仮説は成り立たない>という方向での議論に陥ることは不毛であろう。あくまでも全体の大きな傾向の中で、その反対例がどういう意味を持つのかを検討することが大切なのだと思う。

個々の研究者にできることには限りがあるが、同じ志を持つ者の力が集まることによって、「待遇表現」・「待遇表現教育」の研究、そして「待遇表現」の教育に大きな進展が得られるのではないだろうか。今後は、提示していく仮説の修正、

実証について、ゆるやかな共同研究体制が形成されることを期待するものである。

1 前提となる規定と仮説（仮説番号 1-）

ここでは、「待遇表現」を次のように規定しておく。

「待遇表現」とは、ある「表現意図」を持った「表現主体」が、「自分」「相手」「話題の人物」相互の「人間関係」や、「場」（文脈・状況）を認識し、「表現形態」（音声表現形態・文字表現形態）を考慮した上で、「題材」「内容」を選択し、適切な「言材」（注1）を用いることによって「文話」（注2）を構成し、「媒材化」（音声化・文字化）するといった、一連の「表現行為」である。

なお、これは「言語」による「待遇表現」の規定であるが、＜適切な「言材」を用いることによって「文話」を構成し＞といった部分を削除し、「音声あるいは文字」以外の「媒材化」（表情、動作、事物など）とすることにより、「言語以外の待遇表現」（「待遇行動」）の規定ともなる。

（注1） 抽象的に捉えられる「コトバ」のこと。〈個々の言語主体の脳中に成立する、音概念あるいは文字概念と、概念（あるいは表象）とを結ぶ回路〉と規定しておく。

（注2） 文章・談話の総称としての用語。

【参考文献】 蒲谷宏・川口義一・坂本恵（1998）『敬語表現』大修館書店

なお、『敬語表現』における記述が、1998年時点における一応の到達点になる。本稿における記述も、その大部分は『敬語表現』に拠るものである。

ただし、それ以降の論考で、部分的に改訂・修正が行われているものについては、それらの記述が優先されることになる。

以下、筆者三名で構成する＜狭義の「待遇表現研究会」（略称「THK」）の提示する「仮説」＞ということで、【THK 仮説】と表示し、今後の記述・研究のために、それぞれの仮説に番号を付しておくことにする。仮説番号の最初の数字は、各章番号に対応している。各章の内容は、それぞれが待遇表現を考えるための基本的な枠組みとなるものである。引用、修正、例証等の際には、この仮説番号を明示することで、共有化が可能になるだろう。

上の規定に関連する仮説は、次のようなものである。

【THK 仮説 101】「待遇表現」は、「表現主体」の「表現行為」として成立するものである。

「表現主体」の「表現行為」の結果として成立した、「媒材化」された「文話」（あるいは「文」や「語（句）」）についても、それを「待遇表現」と呼ぶことはあるが、一義的には「待遇表現」とは「表現行為」であると捉えたい。これは、「言語」というものがそもそも「音声あるいは文字を媒材とした行為（「表現行為」・「理解行為」）」であり、それゆえ「言語」の研究は、本来極めて動態的な対象を研究するものだという考え方（「〈言語＝行為〉観」）に基づいている。

【参考文献】 蒲谷宏（1999）「〈言語＝行為〉観」に基づく日本語研究の構想—序論—
（『日本語研究と日本語教育』 明治書院）

【THK 仮説 102】（「表現行為」としての）「待遇表現」は、すべてが「表現主体」の認識に基づくものである。

「表現主体」とは何かを厳密に規定することは難しい課題だが、ある「表現行為」が成立するためには、そこに必ずその表現行為を行う「主体」が存在するという、極めて自明の点を再確認しておくことは重要であろう。ただし、すべての表現が特殊な個として成り立つものではないことも明らかである。できるかぎり、個々の状況において、個々の表現として捉えていく姿勢は持ちつつも、その状況の「表現主体」における何らかの一般化は必要であると言えよう。

【THK 仮説 103】「待遇表現」に対応するものとして、「待遇理解」というものを設定することができる。

「理解主体」の「理解行為」としての「待遇理解」というものを考えることによって、「待遇表現」と「待遇理解」との相互の関係、コミュニケーションとしてのあり方がより明確に捉えられるようになって考えている。

なお、将来的に「待遇表現」の研究という場合には、狭義の「待遇表現」と「待遇理解」の両者を含めるものとなることが予想される。その場合、狭義の「待遇表現」との混乱を避けるために、総称としての「待遇表現」には、例えば「待遇コミュニケーション」というような術語を用いる必要もあるかと思う。

【THK 仮説 104】「表現意図」とは、「表現主体」がある「表現行為」を行うことによって何かを実現しようとする、「表現主体」の「自覚的な意識」のことである。

「待遇表現」研究においては、「表現主体」が、こうした「表現意図」をどのように叶えていくかといった点に焦点が絞られることになる。

なお、「表現意図」に対応するものとして「理解意図」というものを設定することができる。(上記仮説の「表現」を「理解」に置き換える)

「意図」に関しては、「早稲田待遇表現研究会」(略称「WTHK」)の分科会である「意図」研究会(蒲谷主宰・略称「IK」)で検討を続けている。この【THK 仮説 104】は、2001年度「意図」研究会において修正された仮説である。

【THK 仮説 105】「敬語」には、抽象的に捉えられる〈「言材」としての「敬語」〉と「文話」の中にある〈「語(句)」としての「敬語」〉との二つの段階がある。

「敬語」を〈「言材」としての「敬語」〉と「文話」の中にある〈「語(句)」としての「敬語」〉とに分けて考える利点は、例えば、「イラッシャル」という敬語の持つ本来の敬語的な性質(「動作の主体を高める」と、親が子供を「相手」にして「早くいらっしゃい。」と表現したときの「いらっしゃる」の持つ性質や機能とを分けて考えることによって、なぜ子供に「尊敬語」を使っているのか、という素朴な疑問を解決できる点などに見出せる。

ただし、この仮説については、証明することよりも、このように考えると何が明らかになるのかを詳しく例示していくことのほうが重要だと考えている。

2 「人間関係」に関する仮説(仮説番号2--)

【THK 仮説 201】「表現主体」は、「自分」と「相手」との「人間関係」を、相対的な距離感(主に上下・親疎の関係)により類型化して位置づけている。

現状では、ここでの類型化を、「相手」レベル」と名づけ、3段階もしくは5段階に設定し、それを研究、教育に適応している。

相対的な距離感をもたらす要素としては、「恩恵」の意識、「立場・役割」の意識などがあり、それがどのような類型として認識されているのかをさらに明確にしていくことが今後の課題となる。

また、「相手」の位置づけは、持っている情報量・知識・能力の差に対する認識などによっても決まってくる。それによって、表現内容を詳しくする・簡潔にするなどといった表現上の調整を行うことがあり、それも「待遇表現」であると捉えれば、従来のような上下・親疎といった枠組みだけではない「人間関係」を想定することもできるだろう。こうした点の考察も、今後の課題である。

【THK 仮説 202】「表現主体」は、「話題の人物」（表現の中だけに現れる人物）を、「自分」と「相手」との関係によって、「自分側の話題の人物」、「相手側の話題の人物」、「両者に関係する話題の人物」、「両者に関係しない話題の人物」と位置づけ、さらにそれぞれを相対的な距離感により類型化して位置づけている。

ここでは、「自分」や「相手」が「文話」の中に「私」や「あなた」という語で現れたとしても、それを「話題の人物」として扱うことはしない。

いわゆる「ウチ・ソト」の関係は、「話題の人物」に関係するもので、「自分側の話題の人物」を「ウチ」、「相手側の話題の人物」を「ソト」の関係と位置づける。「話題の人物」の位置づけに関する詳しい考察も、今後の大きな課題の一つとなるだろう。

【THK 仮説 203】「表現主体」は、「相手」レベルと「言材」を中心とした表現のレベルとを対応させようとする。

典型的には、例えば、[「相手」レベル+1]であれば「いらっしゃいますか」、[「相手」レベル0]であれば「行きますか」、[「相手」レベル-1]であれば「行く？」と表現することである。しかし、これも厳密な規則というのではなく、大きな傾向として捉えている。当然、具体的な対応についての個人差は大きい（例えば[「相手」レベル0]と認識しても「いらっしゃいますか」と表現する人もいる）と考えられるが、どのような「相手」に対しても同じ表現にすること、対応にまったく規則性のないことは、現代共通日本語においてはあり得ないだろう。

3 「場」に関する仮説（仮説番号3--）

【THK 仮説 301】「表現主体」は、表現の「場」（表現するときの時間的・空間的な位置）を、主に「改まり一くだけ」の程度により、類型化して位置づける。

「場」の概念には、その表現における、状況・環境・文脈・（心理的・文化的・社会的）背景等々、多くの要素が関係してくる。「待遇表現」においては、「人間関係」に対する認識と並び重要なものとなるため、今後の課題となる点も多い。

【THK 仮説 302】「表現主体」は、基本的に、「場」に対する認識を「人間関係」に対する認識に優先させる。

改まった会議などのときには、親しい友人に対しても、改まった呼称や「です・ます」文体を用いることなどからも、明らかであろう。ただし、当然、改まりの

程度や個人による差はあるため、「優先させやすい」という傾向の問題であると考えられる。

4 「表現形態」に関する仮説（仮説番号4--）

【THK 仮説 401】「音声表現形態」のほうが「文字表現形態」よりも「敬語表現」との関わりが深い。

これも傾向としては明らかなことだが、具体的な反対例はどのようなものか、「敬語表現」だけではなく、「待遇表現」としてそれがどういう意味を持つのか、などが今後の検討課題になると言えよう。

5 「題材」・「内容」に関する仮説（仮説番号5--）

【THK 仮説 501】「題材」や「内容」も、「待遇表現」と深い関わりがある。

その「相手」やその「場」にふさわしい・ふさわしくない「題材」や「内容」とはどのようなものか、一般的にはふさわしい・ふさわしくないと思われる「題材」や「内容」でも、どのようなときにそうではなくなるのか、などが考察の課題となる。

6 「言材」・「語（句）」に関する仮説（仮説番号6--）

敬語的性質を持つ個々の「言材」や「語（句）」に関する仮説については、『敬語表現』第Ⅱ章を参照されたい。これらの仮説はかなり多くなると予想されるため、仮説番号を4桁で表示することにした。区分は、以下のとおりである。

全体に関わるもの	【THK 仮説 6001～】
「直接尊重語」関係	【THK 仮説 6101～】
「間接尊重語」関係	【THK 仮説 6201～】
「恩恵尊重語」関係	【THK 仮説 6301～】
「尊重語」その他関係	【THK 仮説 6401～】
「丁重語」関係	【THK 仮説 6501～】
「尊重丁重語」関係	【THK 仮説 6601～】
「尊卑語」関係	【THK 仮説 6701～】
「美化語」関係	【THK 仮説 6801～】
「文体敬語」関係	【THK 仮説 6901～】

【THK 仮説 6101】「相手」や「話題の人物」の動作であっても、それが「自分」に対して向けられた動作である場合、それを「直接尊重語」（「尊敬語」）で表すと適切な「敬意表現」にはならない。

例えば、「それを私にお渡しになってください。」の不適切さは、「相手」の「自分」に向けられた動作である「渡す」を「お渡しになる」という「直接尊重語」（「尊敬語」）で表すことに起因するということである。

ただし、これは、「お渡しください」とすることで適切な表現となる。ここから言えることは、「お渡しになってください」と「お渡しください」とは異なる性質を持った「敬語表現」であるということである。（「あなたが彼に」であれば、「お渡しになってください」「お渡しください」ともに用いることができる。）

【THK 仮説 6102】「相手」や「話題の人物」の動作が「自分」に対して向けられた動作である場合、それを「直接尊重語」で表さずに、「恩恵直接尊重語」「恩恵間接尊重語」で表すことで適切な「敬意表現」となる。

これは例えば、「それを私にお渡しになってください。」（「直接尊重語」）を、「それを私にお渡しください。」（「恩恵直接尊重語」）や「それを私にお渡しいただけますか。」（「恩恵間接尊重語」）にすることで適切な「敬語表現」になるということである。

【THK 仮説 6201】「オ・ゴ～スル」の「～」に入る動詞は、その動作に関係する人物が想定されるタイプの動詞である。「動作に関係する人物」が想定されるということには、Ⅰ「本来的にその動作に直接関係する」場合と、Ⅱ「状況つきで間接的に関係する」場合とがある。

Ⅰは、「（人に・と）会う」「（人から）借りる」「（人に）説明する」などであり、Ⅱは、「（その人のために）持つ」「（その人の代わりに）取る」などである。

【THK 仮説 6301】「オ～イタダク」と「オ～クダサル」は、「言材」レベルでは、「～」に入る動詞の動作をする主体を高めるという、同じ敬語的性質を持っているが、「語（句）レベル」では、「お書きいただく」は「恩恵間接尊重語」の性質、「お書きくださる」は「恩恵直接尊重語」の性質を持つことになる。

【THK 仮説 6401】「お聞きになる」と「お聞きする」は、ある人物を「高くする」という敬語的性質を持っている点では「同類の敬語」であると考えることができ

る。両者を同類と捉えよときのグループを「尊重語」と呼ぶ。(ただし、「高める」人物の違いに着目することで、「お聞きになる」は「直接尊重語」、「お聞きする」は「間接尊重語」と下位分類される。)

いわゆる尊敬語と謙讓語を同類と見なすことで、「お待ちしてください。」などの「誤用」が生じる際の「表現主体」の意識や、その「誤用」の持つ意味を適切に位置づけることができるようになって考えている。これらも具体的には今後の課題となる。

【THK 仮説 6501】「丁重語」は、「場」の改まりに対する認識を反映する敬語であるという点で、「間接尊重語」と異なる。

【THK 仮説 6601】「尊重丁重語」は、「間接尊重語」と「丁重語」との敬語的性質を併せ持つものである。

【THK 仮説 6701】「尊卑語」は、「言材」レベルで、「自分」「相手」という概念を組み込んでいる点で、「直接尊重語」、「間接尊重語」とは異なる。

【THK 仮説 6801】「美化語」は、用法上、「人間関係」に対する認識を反映する場合がある。

例えば、「お酒を召しあがりますか。」と「酒、飲む？」は、美化語を用いるかどうか、「相手」によって決まってくるものだと考えられる。その場合には、「美化語」も「待遇表現」に関わる「敬語」であると言える。(だれに対しても、「お酒」を用いる場合には、「待遇表現」としては捉えにくくなる。)

【THK 仮説 6901】「です・ます」は、「文話」全体に関わる敬語（「丁寧文体語」）であり、「でございます」「であります」は、それに「丁重語」の要素が加わった敬語（「丁重文体語」）である。

以上、「言材」や「語（句）」に関する仮説については、さらに具体的な敬語に関する、『敬語表現』以降の仮説を示していくことが、今後の課題となる。

7 「文話」に関する仮説（仮説番号7- - - -）

「文話」に関する仮説も多岐に互るため、仮説番号を5桁で表示する。

「文話」の総論関係	【THK 仮説 70001～】
「自己表出表現」総論関係	【THK 仮説 71001～】
「理解要請表現」総論関係	【THK 仮説 72001～】
「行動展開表現」総論関係	【THK 仮説 73001～】
「忠告・助言表現」関係	【THK 仮説 73101～】
「勧め・誘い表現」関係	【THK 仮説 73201～】
「依頼表現」関係	【THK 仮説 73301～】
「指示・命令表現」関係	【THK 仮説 73401～】
「許可与え表現」関係	【THK 仮説 73501～】
「申し出表現」関係	【THK 仮説 73601～】
「許可求め表現」関係	【THK 仮説 73701～】
「確認表現」関係	【THK 仮説 73801～】
「宣言表現」関係	【THK 仮説 73901～】
その他	【THK 仮説 74001～】

【THK 仮説 70001】「文話」には、「自己表出表現」、「理解要請表現」、「行動展開表現」の三類型があるが、特に「行動展開表現」は「待遇表現」との関わりが深い。

【THK 仮説 71001】「自己表出表現」は「自分」を「相手」とする「待遇表現」である。

例えば、独り言としての、「ああ、いい湯だなあ。」と「ああ、いいお湯ですねえ。」を「待遇表現」としてどのように捉えるかなども、今後の課題である。

【THK 仮説 72001】「理解要請表現」には、「知識・情報伝え」、「感情・意志伝え」、「表現形式伝え」の三類型がある。「待遇表現」の観点からは、「知識・情報伝え」は中立的な表現、「感情・意志伝え」は「敬語表現」にはなりにくい表現、「表現形式伝え」は形式的な「敬語表現」になりやすい表現である。

【THK 仮説 72101】「ほめ表現」には「実質ほめ」と「形式ほめ」とがある。

【参考文献】川口・蒲谷・坂本（1996）「待遇表現としてのほめ」（『日本語学』15-5）

【THK 仮説 72201】「不満表現」の「表現意図」には、Ⅰ「不満な気持ちを伝えたい」、Ⅱ「不満な状況を変えたい」、Ⅰ＋Ⅱ「不満な気持ちを伝えて、不満な状況を変えたい」がある。

【参考文献】坂本・蒲谷・川口（1996）「「待遇表現」としての「不満表現」について」
（『国語学研究と資料』20）

【THK 仮説 72301】「ご挨拶」とは、特定の「集まり」の参加者が、その「集まり」における「表現主体」としての「立場」を表明することによって、当該の「集まり」の趣旨の発現と会の進行に協力する、という「表現意図」を有する「待遇表現」である。

【参考文献】川口・坂本・蒲谷（1998）「待遇表現としての「ご挨拶」について」
（『早稲田日本語研究』6）

【THK 仮説 73001】「行動展開表現」は、「行動」・「決定権」・「利益」といった観点からの枠組みによって、それぞれの表現の異同を明らかにすることができる。

【THK 仮説 73101】「忠告・助言表現」は、基本的に「行動」＝「相手」・「決定権」＝「相手」・「利益」＝「相手」といった構造を持つ「行動展開表現」である。

【THK 仮説 73201】「勧め表現」は、基本的に「行動」＝「相手」・「決定権」＝「相手」・「利益」＝「自分」＋「相手」といった構造を持つ「行動展開表現」である。

【THK 仮説 73202】「誘い表現」は、基本的に「行動」＝「自分」＋「相手」・「決定権」＝「相手」・「利益」＝「自分」＋「相手」といった構造を持つ「行動展開表現」である。

【THK 仮説 73301】「依頼表現」は、基本的に「行動」＝「相手」・「決定権」＝「相手」・「利益」＝「自分」といった構造を持つ「行動展開表現」である。

【参考文献】蒲谷・川口・坂本（1993）「依頼表現の分析と記述—待遇表現教育への応用へ向けて—」（『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』5）

【THK 仮説 73401】「指示・命令表現」は、基本的に「行動」＝「相手」・「決定権」＝「自分」・「利益」＝0といった構造を持つ「行動展開表現」である。

【THK 仮説 73501】「許可与え表現」は、基本的に「行動」＝「相手」・「決定権」＝「自分」・「利益」＝「相手」といった構造を持つ「行動展開表現」である。

【THK 仮説 73601】「申し出表現」は、基本的に「行動」＝「自分」・「決定権」＝「相手」・「利益」＝「相手」といった構造を持つ「行動展開表現」である。

【参考文献】坂本・蒲谷（1995）「「申し出表現」について」（『国語学研究と資料』19）

【THK 仮説 73701】「許可求め表現」は、基本的に「行動」＝「自分」・「決定権」＝「相手」・「利益」＝「自分」といった構造を持つ「行動展開表現」である。

【THK 仮説 73801】「確認表現」は、基本的に「行動」＝「自分」・「決定権」＝「相手」・「利益」＝0といった構造を持つ「行動展開表現」である。

【THK 仮説 73901】「宣言表現」は、基本的に「行動」＝「自分」・「決定権」＝「自分」・「利益」＝「自分」といった構造を持つ「行動展開表現」である。

8 「媒材化」に関する仮説（仮説番号 8- -）

【THK 仮説 801】「待遇表現」としては最終段階となる「音声化」・「文字化」も、「人間関係」、「場」の認識、「表現意図」などとの深い関わりがある。

この仮説自体は当然のことであるが、「媒材化」の「明確さ」と、「丁寧さ」との関係など、具体的にどういう関わりがあるのかを明らかにしていくことが重要だろう。

9 「待遇行動」に関する仮説（仮説番号 9- -）

【THK 仮説 901】「待遇行動」は「広義の待遇表現」であり、「人間関係」、「場」の認識、「表現意図」などとの深い関わりがある。

この仮説も、具体的にどういう関わりがあるのかを明らかにしていくことが大切であろう。

【THK 仮説 902】「慇懃無礼」は、「表現内容」と「敬語」との不一致であるとともに、「待遇表現」と「待遇行動」との不一致の問題でもある。

「敬語」に対する否定的見解を導く第一の原因となる「慇懃無礼」とは何かということに対する一応の仮説として提示しておく。

10 その他の仮説（仮説番号 10-）

【THK 仮説 1001】「行動展開表現」においては、「自分」が「行動」し、「相手」が「決定権」を持ち、「自分」が「利益」を受ける、という捉え方を表現することが「丁寧さ」につながる。（「丁寧さ」の原理）

この「丁寧さ」の原理に最も合った表現は、「許可求め表現」ということになる。「相手」が「行動」するものの中では、「依頼表現」になる。典型的な「敬語表現」としては、「（し）てもよろしいですか。」「（し）ていただけますか。」となる。

【THK 仮説 1002】「行動展開表現」における「あたかも表現」（本来の「表現意図」はXだが、あたかも「表現意図」Yであるかのような表現のことは、「行動」が「相手」の場合には、「決定権」が「相手」、「利益」が「自分」という構造を持つ「あたかも依頼表現」に、「行動」が「自分」の場合には、同じ構造を持つ「あたかも許可求め表現」に収斂する。これは、「丁寧さ」の原理に叶う表現をしようとするためである。

「敬語表現」における「あたかも表現」が現れる方向に関する仮説であるが、「待遇表現」としての「あたかも表現」にはさらに様々な工夫がある。それらの考察も今後の課題となる。

「あたかも表現」は、常に「表現意図」と「文話」との関わりにおいて記述されることになる。

【参考文献】 蒲谷宏（1993）「待遇表現における省略」（『日本語学』12・10）

蒲谷宏（1998）「「あたかも表現」—「表現意図」と「文話」とのずれ—」（『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』11）

（かばやひろし／早稲田大学教授）

（かわぐちよしかず／早稲田大学教授）

（さかもとめぐみ／東京外国語大学教授）